

クラブ TMT 会則

(名称)

第1条 本会は、クラブ TMT (英文では Club TMT) と称する。

(目的)

第2条 本会は、国立天文台 TMT 推進室が進める次世代超大型望遠鏡 (TMT) の建設推進を応援するために設立された勝手連であり、会員が主体的に関われるさまざまな方法によって、宇宙の謎解きに必要な TMT 計画の推進を応援することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げるような活動を行う。

- (1) TMT 計画紹介用コンテンツの開発・制作と配布、およびその利用。コンテンツとは、具体的にはポスター、チラシ、映像などを含む。
- (2) TMT 計画に関する展示、講演、サイエンス・カフェなどのイベントの実施や支援。
- (3) TMT 計画への応援メッセージや募金等の呼びかけなど、国立天文台 TMT 推進室の広報・アウトリーチ活動へのサポート。
- (4) TMT 計画関連グッズの制作と販売。
- (5) その他、TMT の建設推進に役立つと思われる事項の実施。

(構成員)

第4条 本会は、第2条及び第3条の趣旨に賛同し、クラブ TMT に主体的に関わる個人をもって構成される。なお、本会は国立天文台 TMT 推進室とは独立した任意団体である。

(役員及び職務)

第5条 本会は、幹事を若干名会員の中から選出する。

- 2 幹事より代表1名、副代表1名を互選により選出する。
- 3 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表の職務を代理する。
- 4 第1期幹事の任期は、第1回本会幹事会開催日から、平成25年12月31日までとする。その後は、1年間とする。再任は妨げない。
- 5 幹事の任期中に変更が生じた場合、当該幹事が後任者を推薦、引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(幹事会)

- 第6条 幹事会は、第2条の目的を達成するために、全体及び共同で行うべき事業計画の立案・推進、予算・決算、会員からの提案企画の承認、ならびに全体の連絡調整を行う。
- 2 幹事会は、代表が必要に応じてこれを招集する。
 - 3 幹事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は代表の決するところによる。
 - 4 幹事会は、オブザーバーとして国立天文台職員に出席を依頼し、本会の活動について意見を求めることができる。

(会員)

- 第7条 第2条および第3条の趣旨に賛同する個人・法人は、だれでも本会の会員となることができる。

(活動期間)

- 第8条 本会の活動期間は、第1回本会幹事会開催の日から国立天文台 TMT 推進室が進める次世代超大型望遠鏡 (TMT) の建設が終了するまでとする。その後の活動の継続の有無については、その時点で判断する。ただし、TMT 計画が完了または廃止になった場合、本会は解散する。

(会計)

- 第9条 クラブ TMT の活動に要する費用は、会員が必要に応じて本活動のために拠出する予算、クラブ TMT への寄付金、その他グッズ販売の収益等によって支弁する。
- 2 資産管理の方法は、幹事会が定めるものとする。会計期間は第5条の4に定める期間と同じとする。

(会計監査)

- 第10条 幹事会は、会員の中から会計監査にあたる者を2名、選任する。
- 2 会計監査にあたる者は、会計監査の結果を年度ごとに本会に報告する。本会の年度終わりは毎年12月31日とする。

(清算手続き)

- 第11条 第8条に定める活動期間の経過後、本会の清算手続きを行う。

(解散)

- 第12条 清算手続きの結了をもって、本本会は解散する。

(規約の改廃)

第13条 規約の改廃は、幹事会に諮って決定する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、クラブ TMT の運営について必要な事項は、幹事会が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 24 年 10 月 29 日から施行する。

第1期クラブ TMT 幹事

代表	本間 隆幸	府中市郷土の森博物館
副代表	高畠 規子	(株)リブラ
	小関 高明	姫路科学館
	岸 篤宏	杉並区立科学館
	柴崎 勝利	多摩六都科学館
	坪内 重樹	なかの ZERO プラネタリウム
	渡辺 真由子	千葉市科学館